

○苫小牧市乳幼児等医療費助成条例

昭和48年3月30日

条例第8号

改正 昭和50年7月5日条例第22号

昭和53年3月31日条例第2号

昭和53年12月21日条例第24号

平成6年12月16日条例第35号

平成12年3月27日条例第9号

平成12年12月28日条例第34号

平成13年7月13日条例第14号

平成14年9月30日条例第24号

平成16年9月24日条例第16号

平成16年9月24日条例第17号

平成18年9月29日条例第33号

平成20年3月14日条例第8号

平成23年3月23日条例第7号

平成24年6月29日条例第26号

平成26年3月18日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等に対し医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に

関する法律で規則で定めるものをいう。

- (3) 医療費 医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に要する費用（医療保険各法の規定に基づく算定方法により算定した額を超える額を除く。）から当該医療に係る次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定による医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金の額を控除した額とする。）

イ 医療保険各法の規定による附加給付の額

ウ 法令等に基づく国又は他の地方公共団体等の負担による医療に関する給付の額

- (4) 保護者 乳幼児等の親権者、未成年後見人等でその者を現に扶養しているものをいう。

（助成の対象）

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている乳幼児等で医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている者
- (2) 苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例（昭和47年条例第8号）による医療費の助成を受けることができる者
- (3) 苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年条例第9号）による医療費の助成を受けることができる者
- (4) 乳幼児等の生計を主として維持する保護者の前年の所得（1月から7月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得）が規則で定める額以上である者

（認定）

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に届け出て、資格の認定を受けなければならない。

(助成額)

第5条 助成額は、前条の規定により資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る医療費（6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イ以外の者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項第1号の規定を適用して同法の規定の例により算定した一部負担金その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額（次号及び第3号に掲げる額を除く。）から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額

イ 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他規則で定める者 初診時一部負担金として規則で定める額

(2) 健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額に相当する額

2 前項第1号及び第3号に掲げる額の算定方法その他助成額の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(助成金の支給)

第6条 助成金は、医療保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。ただし、規則で定める場合には、保護

者に支払うことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第8条 受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者については、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、受給資格者が当該医療費に係る医療を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年7月5日条例第22号改正)

この条例は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日条例第2号改正)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年12月21日条例第24号改正)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月16日条例第35号改正)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の(中略)苫小牧市乳幼児医療費助成条例(中略)

(以下「改正後の老人医療費助成条例等」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間に受ける医療に係る医療費の助成については、改正後の老人医療費助成条例等の規定中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成6年法律第56号)附則第4条第3項に規定する厚生大臣が定める額)」とする。

附 則 (平成12年3月27日条例第9号改正抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月28日条例第34号改正)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年7月13日条例第14号改正)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苦小牧市乳幼児医療費助成条例(中略)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月30日条例第24号改正)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の(中略)苦小牧市乳幼児医療費助成条例(中略)の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年9月24日条例第16号改正)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苦小牧市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条

例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月24日条例第17号改正抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第33号改正）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第8号改正）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条中苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例第5条第1項第1号イの改正規定及び第4条中苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条第1項第1号イの改正規定並びに次項の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市乳幼児医療費助成条例、苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例及び苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月23日条例第7号改正）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第26号改正抄）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月18日条例第9号改正）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市重度心身障害者医療費助成条例、苫小牧市乳幼児等医療費助成条例及び苫小牧市ひとり親家庭等医療費助成条例の規

定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。